社会福祉法人島根県共同募金会 定款

第1章総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、たすけあいの精神を基調として、島根県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。
 - (1) 共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
 - (2) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
 - (3) 募金目標額の決定
 - (4) 募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
 - (5) 受配者に対する配分使途の監査
 - (6) 受配者指定寄付金の受入れ及び審査
 - (7) 中央共同募金会において議決した事項の実施
 - (8) 社会福祉協議会との連絡
 - (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
 - (10) その他本会の目的達成上必要と認める事項

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人島根県共同募金会という。

(経営の原則等)

- 第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行 うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに 事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の福祉課題・生活課題を解決するために、民間社会福祉資金の確保並びに地域住民の社会参加の促進を積極的に進めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を島根県松江市東津田町1741番地3に置く。

第2章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員14名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外 部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会 の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了または辞任により退任した後も、 新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬等は、これを支給しない。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任または解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画及び収支予算
 - (5) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録並びに事業報告の承認
 - (6) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
 - (7) 募金及び配分に関する事項
 - (8) 定款の変更
 - (9) 残余財産の処分
 - (10) 基本財産の処分
 - (11)配分委員会委員の選任
 - (12) 社会福祉充実計画の承認
 - (13)解散及び合併
 - (14) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員 の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の 替成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記 名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理 事 8名以上12名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号 の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事全員の同意を得なければならない。
- 3 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

- 第19条 理事または監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第20条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すること ができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第21条 役員には、役員としての報酬等は支給しない。

(職員)

- 第22条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 この法人に事務局長を1名置くほか、職員若干名を置く。
- 3 事務局長及び職員は会長が任免する。
- 4 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第5章 顧 問

(顧問)

- 第23条 この法人に顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な業務に関し、会長の諮問に答える。
- 4 任期については、役員の任期に準じる。
- 5 顧問には、報酬等は支給しない。

第6章 理事会

(構成)

- 第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度互選とする。

(権限)

- 第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長 が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第26条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたときまたは会長に事故があるときは、副会長または常務理事が理事会を招集する。 (決議)
- 第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員 が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたと きを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 配分委員会

(配分委員会)

第29条 この法人に、社会福祉法第115条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員会の委員の定数)

- 第30条 配分委員会の委員は、12名とする。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(配分委員会の委員の選任)

第31条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の決議を経て選 任する。

(配分委員会の委員の任期)

- 第32条 配分委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 配分委員会の委員は、再任することができる。

(その他)

第33条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

第8章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

- 第34条 この法人に、部会及び委員会を置くことができる。
- 2 部会及び委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、または意見を具申する。

第9章 共同募金委員会

(共同募金委員会)

- 第35条 この法人は、市町村の区域に、共同募金委員会を置く。
- 2 共同募金委員会に関する規程は別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、現金3,000,000円とする。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第37条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会の同意及び評議員会の承認 を得て、島根県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、島根県知事 の承認は必要としない。
 - (1)独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券 に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、事務所に当該事業会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を 事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第42条 この法人の会計に際しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において 定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利を放棄しようとすると きは、理事総数 (現在数) の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

- 第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。
- 2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数(現在数) の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、島根県知事の認可または認定を受けなければなら ない。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数(現在数) の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属す る。

(合併)

第46条 合併しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を 得て、島根県知事の認可を受けなければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

- 第47条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、島根県知事の認可(社会福祉 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければ ならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知事に 届出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、社会福祉法人島根県共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(費用弁償)

第49条 評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員、配分委員会の委員、顧問、部会・委員会の 委員及び本会の依頼を受けた者並びに職員には、別に定める規程により費用を弁償することができる。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会の組織変更当初の会長、副会長、常務理事、理事、監事は次のとおりとする。ただし、任期は1年以内とする。

会	長	(理	里事)		中	島	龍	_
副会長((理	(理事)		木	佐	徳之	之助
IJ		(廷	(理事)		中	村	英	男
常	務	理	事		若	槻	修	道
理			事		井	Ш	土元	之助
	J.	J			難	波	保	_
理			事		斎	藤	武	雄
	J.	J			尾	崎	卓	郎
	J.	J			熊	野		英
	J.	J			千	家	喜	久
	J.	J			布	施	静	子
	J.	J			丹	澤	眞	澄
	II.				三	宅	美代治	
	J.	J			野人	材	正	明
監			事		松	Щ	昌=	三郎
	J	J			林		周	晴

附 則

この定款は、平成 15 年 3 月 13 日に一部改正し、島根県知事の認可の日(平成 15 年 4 月 10 日)から施行する。

附 則

この定款を平成 15 年 7 月 30 日に一部改正し、島根県知事の認可の日(平成 15 年 11 月 18 日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は島根県知事の認可の日(平成16年9月30日)から施行する。

(市町村合併に伴う経過措置)

2 この定款施行の際に設置されている支会分会については、定款施行日から平成17年3月31日(平成17年4月1日以降に合併することが確実に見込まれる市町村の支会分会にあっては、理事会で定

める日)までの間は、市町村の合併の有無にかかわらず、なお従前どおり存続するものとする。

附 則

この定款は、島根県知事の認可の日(平成17年4月27日)から施行する。

附則

この定款は、島根県知事の認可の日(平成18年4月21日)から施行する。

附 則

この定款は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

1 この定款は島根県知事の認可の日(平成22年10月15日)から施行する。

(評議員任期に関する特例措置)

2 平成 23 年 2 月 27 日に就任する評議員の任期は、定款第 18 条第 1 項の規定に関わらず平成 23 年 4 月 8 日までとする。

(共同募金委員会についての経過措置)

3 平成23年4月1日において共同募金委員会の設置がなされない市町村支会については、平成24年3月31日までの間、従前の支会分会に係わる規程を適用することができる。

附 則

1 この定款は島根県知事の認可の日(平成23年3月16日)から施行する。但し、第5条第1項、第 2項及び第4項並びに第14条第1項の規定については、平成23年4月9日から適用する。

附則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。